

## 定款の一部改正について

平成30年6月14日に開催された総代会において、定款の一部改正が議決され、7月23日から施行されました。

改正内容は次のとおりです。

### 1 改正理由

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の施行に伴い、当組合の公告の方法に電子公告を追加する必要があるため。

また総代の選挙を行うにあたって、その時々の組合員の人数や所属における組合員の状況等を適正に反映させる必要があるため。

### 2 主な改正内容

定款第7条の第2項に、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第3条第1項に基づく公告を行う場合には、この組合の公告は電子公告によるものとする。」との規定を追加しました。

定款第32条の第2項を「総代の定数は、100人以上110人以内において総代選挙規約で定める。」に改めました。

※ 改正内容の詳細、改正した条文等については、当組合総務課までお問い合わせください。(電話 052-951-0191)

平成30年7月

丸 八 信 用 組 合